

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年10月【第6報】

この「支援制度のお知らせ【第6報】」は、これまでに発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。
詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。



1. 中小企業者等への支援

- 中小企業等事業継続応援支援金 p. 1
- 地元商店等応援補助事業 p. 2
- 福祉施設等特別支援金 p. 2
- 医療施設等特別支援金 p. 3
- 農林業災害対策資金利子補給金交付事業 p. 3

2. 申請期限の延長等

- 生活福祉資金(緊急小口資金)貸付【特例貸付】〔実施期間の再延長〕 p. 4
- 生活福祉資金(総合支援資金)貸付【特例貸付】〔実施期間の再延長〕 p. 4
- 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給〔適用期間の延長〕 p. 4
- 後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給〔適用期間の延長〕 p. 4

1. 中小企業者等への支援

中小企業等事業継続応援支援金を
給付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等事業継続応援支援金とは

下記の「対象となる方」に、1事業者につき10万円を給付するものです。

◆対象となる方は

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「中小企業等緊急支援金」の対象となった事業者のうち、令和2年4月から9月までのいずれか1カ月間の売上が前年同月比で20%以上減収している事業者

◆申請期間は

令和2年10月19日から12月18日まで

◆申請方法は 原則「郵送申請」

※申請書類は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「中小企業等緊急支援金」の交付を受けた事業者へ順次、郵送します。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇誓約書
- ◇売り上げが減収したことがわかる書類

商工会から 5割増商品券が発行されます (地元商店等応援補助事業)



栗原ブロック商工会連絡協議会
栗原南部商工会、若柳金成商工会、
栗駒鶯沢商工会、一迫花山商工会
(事務局 一迫花山商工会) ☎52-3300
商工観光部産業戦略課 ☎22-1220

◆商工会が発行する割増商品券とは

商工会が独自に割増商品券を発行・販売するものです。

額面7,500円の5割増商品券を5,000円で販売する予定です。

◆割増商品券の販売数量は

20,000セット(予定)

◆割増商品券の販売時期は

令和2年11月中の販売を予定しています。

※割増商品券の購入方法、使用期限、参加店舗等は、詳細が決まりしだい、各商工会WEBサイトまたは栗原市WEBサイト等でお知らせします。

福祉施設等特別支援金を 給付します



市民生活部社会福祉課 ☎22-1340
市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
市民生活部子育て支援課 ☎22-2360

◆福祉施設等特別支援金とは

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらサービスを継続している市内の福祉施設等を運営する事業者へ、下記の施設区分、サービスの種類(①から④)ごとに、10万円を給付するものです。

◆対象となる福祉施設等は

- (1) 障害者福祉施設
(1事業者あたり上限額40万円)
 - ①通所型障害福祉：生活介護、自立訓練、就労移行支援等
 - ②訪問型障害福祉：居宅介護、重度訪問介護等
 - ③支援型障害福祉：計画相談支援等
 - ④入居型障害福祉：短期入所、施設入所支援等
- (2) 高齢者福祉施設
(1事業者あたり上限額40万円)
 - ①通所型介護：通所介護、通所リハビリテーション等
 - ②訪問型介護：訪問介護、訪問看護等
 - ③支援型介護：居宅介護支援等
 - ④入居型介護：介護老人福祉施設、介護老人保健施設等
- (3) 児童福祉施設
(1事業者あたり上限額10万円)
 - ①保育施設：小規模保育事業所等

◆申請期間は

令和2年11月30日まで

◆申請方法は

該当する事業者等へ申請書類を郵送しますので、各担当課あてに提出してください。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳の写し

医療施設等特別支援金を給付します



市民生活部健康推進課
☎22-0370

◆医療施設等特別支援金とは

下記の「対象となる保険医療機関等」に、支援金を給付するものです。

◆対象となる保険医療機関等は

- (1) 保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）
令和2年9月1日時点において、市内で病院等を開設していること。

※市立病院及び診療所を除く

- (2) 保険薬局
令和2年9月1日時点において、市内で保険薬局を開設していること。
- (3) あん摩、はり、きゅう、柔道整復
令和2年9月1日時点において、市内で施術所を開設していること。
または、市内に在住し、市内において専ら出張のみにより行うあん摩業等について宮城県知事に届け出ていること。

◆給付額は

- (1) 保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）
……………1事業所につき100万円
- (2) 保険薬局
……………1事業所につき10万円
- (3) あん摩、はり、きゅう、柔道整復
……………1事業所につき10万円

◆申請期間は

令和2年11月30日まで

◆申請方法は

健康推進課に申請書等を提出または郵送

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳の写し

農林業災害対策資金利子補給金交付事業



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農林業災害対策資金利子補給金交付事業とは

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた個人・法人等が、「農林業災害対策資金」の融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた市内に住所を有する個人及び法人等。

◆貸付限度額は

600万円（農林業所得が総所得の過半に満たない場合300万円）

◆利子補給内容は

基準金利1.5%のうち1.25%を宮城県と市が補給します。（JAから融資を受けた場合は、借入者負担分の0.25%をJAが負担することから実質無利子で融資を受けられます。）

◆償還期間は

個人で150万円を超える融資を受けた場合は7年以内、その他は5年以内。（いずれも、据置期間1年以内）

◆申し込み方法は

新型コロナウイルス感染症による被害状況を記載した被害等認定書を栗原市に提出し、市の被害認定を受けた後に、金融機関での申し込み手続きを令和2年11月30日までに行うことが必要です。

- ※1 被害等認定書は、栗原市Webサイト、農業政策課または各総合支所で配布
- ※2 被害等認定書の提出先は、農業政策課

◆取扱金融機関は

農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合

2. 申請期限の延長等

▼令和2年4月発行

「新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ」の2ページ

▼令和2年8月発行

「新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ【第5報】」の4ページ

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の実施期間が再延長されました。

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和2年9月末日まで	令和2年3月25日から 令和2年12月末日まで
生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和2年9月末日まで	令和2年3月25日から 令和2年12月末日まで

▼令和2年6月発行

「新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ【第3報】」の2ページ

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間が延長されました。

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から 令和2年9月30日までの間で 労務に服することができない期間	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで の間に労務に服することが できない期間
後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から 令和2年9月30日までの間で 労務に服することができない期間	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで の間に労務に服することが できない期間

コロナに負けねべ！ 栗原市！！

くりはら新生活スタイル



く くしゃみや咳は マスクで防止



り 旅行 お出かけ 慎重に



は 離れた距離で 心を寄せて



ら 楽せず まめに 手洗いうがい

 栗原市新型コロナウイルス感染症対策本部